



東地申
第70号
5月30日

「『変革2027』の実現に向けた組織の再編について」 施設・電気部門における労働条件等に関する申し入れ を行う！

申し入れは10項目

1. 施設・電気関係における組織再編(設備技術センター新設等)については、効率化を目的とせず組合員一人ひとりが創意を発揮し自己の成長と新たな価値創造を行える業務体制を確立すること。また、安全や地域との関係を維持し、働きがいの向上・経営体質の強化を実現すること。
2. 提案資料「別紙」提案箇所体制で示されている各現業機関における1日あたりの出面数における考え方を示すこと。なお、必要な要員は確保すること。
3. 「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」第十条に基づき、安全上の教育・訓練を充実させること。また、「触車事故防止マニュアル」「運転取扱実施基準」「防災管理基準」「運転保安設備実施基準」のほか各保全標準、設計標準、関係各通達における安全の更なる向上をはかること。関係各通達については「触車事故防止マニュアル」「運転取扱実施基準」「防災管理基準」「運転保安設備実施基準」のほか各保全標準、設計標準に反映させ、各通達を廃止すること。
4. 新設する設備技術センターにおける勤務の取り扱いについては、就業規則第7章ならびにフレックスタイム規程、現業フレックスタイムマニュアル、テレワーク・ワーケーション規程に則り取り扱うこと。
5. 設備技術センターのオフィスは、労働安全衛生規則第600条に基づき在勤者一人あたりの必要スペースを確保するとともに、衛生面の確保と十分な休憩場所を確保すること。安全配慮の観点から、休憩室等を超える夜間作業人数が発生した場合の取り扱いを設備技術センターごとに社内文書として具体的に定め周知をはかること。
6. 就業規則第11章、第12章および労働安全衛生法における各省令等の定めにより、技術上の教育・訓練の充実をはかること。また、事業運営上必要な道路交通法上の運転資格、電気事業法、電気通信事業法の技術・技能資格については自己啓発だけに頼らず、経営の責任において資格者の養成を行うこと。
7. 本施策の実施にあたっては、「労働条件に関する協約(令和3年10月1日締結)第1章第5条(事前通知)」に基づく通知にあわせて、労働基準法第15条、労働基準法施行規則第5条に基づき労働条件を明示すること。「就業の場所・従事すべき業務」「始業時間・適用される勤務体系」については書面で明示すること。その際、組合員から求められた労働条件に関しては、会社が責任をもって発令前日までに明示すること。
8. 設備技術センター発足後、明示した労働条件に変更が発生する場合は「労使間の取扱いに関する協約(令和3年10月1日締結)第2条(労働協約の遵守義務)及び第18条(団体交渉事項)」に基づき、JR東日本輸送サービス労働組合東京地方本部に提案を行うこと。
9. 本施策の実施日が決定した段階で、乗務員区及び車両センター、駅等と同様にJR東日本輸送サービス労働組合東京地方本部へ実施日の提案を行うこと。
10. 本施策の実施以降も、更なるエンゲージメントの最大化、柔軟な働き方の推進を進めるとともに、働きがいと社員と家族の幸福の実現に向けて取り組むこと。

分からない！

検討中！

回答を
持ち合わせて
いない！

施策提案の責任を
果たしていない！

実施月が迫っていますが、社員の労働条件である業務量についての根拠を示しません。施策を提案実施する側の首都圏本部の責任が問われる事態です。業務内容について具体的に示さないのは、新設する設備技術センターの設置目的、そこに就労する「労働者への労働条件の明示」の観点からもあってはなりません！

地本としては、組合員はもとより社員一人ひとりが不安なく新設される設備技術センターで就労できるように10点申し入れを行いました。

**団体交渉が進まないのは、地本の団体交渉の進め方が問題ではない！
会社の誠意ある回答をしない首都圏本部の姿勢が大きな問題だ！**